

徳島県告示第百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社結の郷	徳島市国府町西高輪二一九・二二	就労継続支援B型ゆるつな事業所	徳島市北沖洲四丁目三・四七	B型	令和四年七月一日
株式会社オアシス	同 佐古一番町八番二〇号	オアシスロード	同 佐古一番町八番二〇号	同 就労移行支援	同 九月一日
I 株式会社チームリバー	同 国府町中七六〇番地三	チームリバー	同 国府町中七六〇番地三	B型 就労継続支援	同
高橋建設株式会社	同 北島田町三丁目三〇番地	グループホームみらく	同 八万町新貝一六四・八	共同生活援助	同
L 合同会社SPIILA	阿波市市場町切幡字神ノ木六六・一	ウインドミル	阿波市市場町切幡字神ノ木六六・一	B型 就労継続支援	同 十一月一日